

(5) 自動水質監視装置設置工事

意見・質問	回答等
<p>○この工事が、競争入札に適さない随意契約と判断された理由は。</p> <p>○この工事の設計額は、どのようにして決めたのか。</p> <p>○設計金額は、いくらか。</p> <p>○地方自治法施行令の規定を根拠に随意契約をしているが、条文だけでは中味が分かりにくい。他の自治体では理由の説明を公表しているが、市では公表しているのか。</p> <p>○様式 2 の一覧表の形で公表しているのか。</p> <p>○資料に記載されている見積の期限、場所の意味はどういうことか。</p> <p>(委員長のとめ)                      随意契約については、特定の業者と競争を行わずに契約をすることになるので、なぜその業者と契約をしたのかという理由の説明が必要である。理由の説明を公表することが、より入札・契約制度の透明性につながるので検討してください。</p>	<p>・既設自動水質監視装置の伝送信号・中央処理装置へのデータ転送信号は、A 社製のテレメータ及びロガー装置で行っています。システムの性質上、伝送信号・中央処理装置へのデータ転送信号の適合等が不可欠であり他社による対応は、新たな機器等が必要となることや精度の低下等が考えられます。また、故障発生及び機器の調整時にお互いの立会が必要となることなどが判断理由です。</p> <p>・特殊でありますので、設計にあたり、機器等につき 3 社のメーカー見積を徴収のうえで最も低い金額を採用して設計しています。</p> <p>※設計金額は、20,958,000 円です。</p> <p>・本市では、事後公表していますが、随意契約理由の説明まではしておりません。</p> <p>・そうではなく、入札結果として市のホームページで公表しています。随意契約理由として地方自治法施行令の適用の条文番号を記載しています。</p> <p>・先の 3 社のメーカー見積は、設計書の単価を決めるために取ったもので、資料に記載の見積の期限、場所は、随意契約を行うための見積期限と場所のことです。</p>